

バレエ発表会等の開催に関するガイドライン

1 はじめに：本ガイドラインの位置づけ

新型コロナウイルス感染拡大が続くなかで、全国の実業団主宰者、バレエ教室主宰者の方は日々の稽古同様、各種の舞台活動に大きな制約を受け、苦慮されている毎日かと存じます。

3、4～5月にあっては殆ど開店休業状態にあった全国各地の実業団教室での日々の稽古再開に関しては、6月の時点で「稽古場再開に向けてのガイドライン」を提示させて頂きました。それは生徒さんを迎えての教習所再開に向けて新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

そして子供たちの夏休み、あるいは秋の舞台芸術シーズンを迎えて今般提示するのは劇場や音楽堂を使用しての実業発表会や公演活動に際しての感染防止のガイドラインであります。

申すまでもなく劇場や音楽堂に於ける新型コロナウイルス感染回避の問題は、個々の稽古場とは比べ物にならない多くの人との接点が生じるという点に於いて、稽古場に於ける注意事項の延長としてはフォローしきれない、より広範な対策と注意が必要となります。

皆様既にご存じの様に刻々と変化する状況に対応し、感染予防の対策につきましては国や各地方自治体が様々な対策、ガイドラインを総合的に提示しておりますが、全国の劇場、音楽堂でも施設使用に際しての感染予防のガイドラインを独自に示しており、会の開催に際しては使用する施設が設定したそれら項目を遵守するのが大原則となります。

勿論実業団や実業教室の公演、発表会には運営主体や運営形態、会の性格や規模の違いなど多様な違いがございますものの開催に際しては、

1. 官公庁、地方自治体、各種公共機関等のガイドライン
2. 劇場、音楽堂の設定したガイドライン

を遵守しての実施は大前提であり、それらガイドラインに逐一従っていても舞台が成立しない、若しくは財政的に成り立たないというのであれば、そもそもその会は開催すべきではないのです。

全国の劇場、音楽堂等の統括団体である公益社団法人全国公立文化施設協会、所謂公文協は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日＜令和2年5月4日変更＞新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の要請に従って劇場、音楽堂等における新型コロナウ

イルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を示しております。

<https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf 参照>

しかしながらだからと言って国や都道府県、劇場や音楽堂が示したガイドラインに沿って
いればバレエ関係者側は感染防止対策を施したと言えるものではなく、本ガイドラインは会の
主体であるバレエの発表会や公演主催者に特化して、コロナ病禍下での発表会・公演開催の参
考に供するために作成したものです。

2 対処方針

(1) 基本的スタンス

リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する事を厳守すべき前記二つのガイドライン
に続いて第3の原則として下さい。

楽屋にせよロビー、客席にせよ入館時の検温、消毒等は殆どの場合、劇場側の責務の範囲であ
りません。主催者側に調達・実施の義務があります。

それら防疫に従事する人員、消費する物品が確保できない、あるいは金銭的負担が大き過ぎる
として躊躇、実施できないのであれば、開催を強行するべきではないのです。

前章冒頭で述べた様に、劇場や音楽堂での他者との接触機会は個別の稽古場の比ではなく、い
くら注意しても安心はできません。

万が一感染者が発生した場合、特に子供、学生が多いバレエ教室の場合、営業的なダメージは
計り知れないものになってしまいます。決して防疫に吝嗇であってはなりません。

(2) 生徒発表会の場合の対応

- その情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを周知の上、入館する全
ての出演者、スタッフ等との関係・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。個
人情報云々を申し立てる方がおられる場合、主宰者、もしくは出演者との関係性（例：出演者
〇〇〇の叔母、照明〇マ社の取引業者 等）だけでも控えておけば万が一の場合の追跡が可能
です。
- 発表会の上演演目についてはソロ、あるいはソーシャル・ディスタンスが保たてる少人数に
よる作品を考えるなど会の企画時、稽古時からの安全を考えて工夫して下さい。
- 演目は最長でひと幕50分以内、休憩20分を原則にして長時間同一空間に人が溜まらない
よう心掛けて下さい。
- 可能であれば出演者（特に若年層）もマスク、フェイス・シールド等着用で演技することも

考慮に入れて踊りを考えて下さい。

- 楽屋の密が避けられない状況の場合、舞台上、客世紀、リハーサル室、奈落などを着替え用のスペースとして利用することも考えて下さい。
- 楽屋への出演者父母兄弟を含め親族の入室は禁止にして下さい。幼児クラスでどうしても必要な場合は代表者数名に限って下さい。あるいはこの時期の幼児クラスの出演は控える事も考慮の内に入れて下さい。
- 出演者父母、友人に楽屋出待ち・面会禁止を徹底して下さい。また花束、プレゼントも事前に自粛要請の案内を出して下さい。原則禁止が望ましく、知らずにお持ちになる方のためにロビーに「お預かりできません」旨を掲示するのも良いでしょう。また往々にして親族・友人は終演後に無断で楽屋に入ろうとしますので、楽屋口のみならず舞台袖にも監視スタッフを配置することを推奨します。

(3) 客席の感染防止策

- 座席は基本的に劇場側指示に従っての配席となりますが、ソーシャル・ディスタンスを保った指定席にするなどして適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- 入館前に列ができがちな自由席は原則避け、指定席制を採用してください。
- 座席の最前列席は舞台上から2、3列離し、飛沫感染などが発生しない距離を取って下さい。
- 出演者が来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- “ブラボー”等、大声での声援はなさない様、アナウンスを入れて下さい。
- ロビーも含め場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- 劇場内での軽食は禁止して下さい。
- ロビーにはガイドの導線に必要な人員を配置して下さい。
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 裏方スタッフの感染予防

- 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- スタッフ・ルーム等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- 全てのスタッフにマスク、又はフェイス・シールドの装着を義務付けて下さい。
- 衣裳や小道具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。

- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を主宰者主導でスタッフと打ち合わせて設定し、密な空間発生の防止に努めてください。
- 着用後の衣裳は一旦広い風通しの良い場所に放置してからマスク手袋装着の上、収納する様にして下さい。また無暗に布類に触れるとウイルスを飛散させるおそれがあります。
- 衣装に触れる前、触れた後の石鹸を使用しての手洗いを強く推奨します。

(5)物販

- 有料公演の場合は現金の取扱いをできるだけ減らすためオンラインの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- プログラム販売を行う場合、最低 1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を 開けて整列していただくようにしてください。
- 物販に関わるスタッフは、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間で飛沫感染等が生じないように配慮してください。

(6)来場者の退場時の対応

- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- 前述の通り出演者へのプレゼント、出待ちや面会等は原則禁止を強く推奨します。

(7)開催後の対策

- 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力して必要な情報提供を行なう事。

以上が現状考えられる基本的な対策ですが、万が一行政や劇場から本番直前、たとえ当日であっても中止要請があった場合は、それに従って頂くのが社会的責務です。